

令和5年度実施分

## 出資法人等評価・カルテシート（令和6年度分）

商法法人以外

## 1 出資法人等の概要

団体名	社会福祉法人豊中市社会福祉協議会		
所在地	豊中市中桜塚 2-29-31	所管部局・課	福祉部・地域共生課
設立年月日	昭和58年12月21日	代表者	会長 永井 敏輝
資本金等	3,000,000円	うち市出資額(率)	0円(0%)
設立目的	豊中市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。		

## 2 役員・職員関係

各年4月1日現在

		R4			R5			R6		
		市職員	市OB		市職員	市OB		市職員	市OB	
役員	常勤	1	0	1	1	0	1	1	0	1
	非常勤	21	0	0	21	0	0	21	0	0
職員	常勤	60	0	0	62	0	0	65	0	0
	非常勤	125	0	0	122	0	0	116	0	0
役員の平均年間報酬 (R4年度、千円) ※常勤のみ		—			職員の平均年間給与 (R4年度、千円)・平均年齢 ※常勤のみ			6,087 千円・44.3 歳		

## 3 財務関係

		金額(千円)		
		R3	R4	R5
損益計算書	総収入	956,497	876,370	919,977
	(うち市受入金)	543,582	535,277	564,734
	総費用	921,491	900,168	903,992
	経常損益	165	-23,722	16,060
	当期損益	35,006	-23,798	16,060

		金額(千円)		
		R3	R4	R5
貸借対照表	資産の部合計	1,223,700	1,221,985	1,265,221
	負債の部合計	422,046	444,129	471,305
	(うち有利子負債)	0	0	0
	純資産	801,653	777,856	793,916
	利益剰余金	-	-	-

#### 4 市の財政的関与の状況

(単位：千円)

		R3	R4	R5	主な内容、算出根拠等
フロー	補助金	329,438	315,938	322,789	
	事業費	329,438	315,938	322,789	コミュニティソーシャルワーカー配置事業、敬老の集い事業等
	運営費	0	0	0	
	委託料	210,240	216,403	226,979	包括支援センター事業、生活支援コーディネーター事業等
	指定管理委託料	0	0	0	
	その他	3,904	2,936	14,966	コロナ関連助成金、保健衛生費、校区タブレットの通信費等、事務所移転費
計		543,582	532,277	564,734	
ストック	貸付金残高	0	0	0	
	債務保証残高	-	-	-	
	損失補償残高	-	-	-	
	出資金	-	-	-	
	その他	-	-	-	
計		0	0	0	

#### 5 経営の状況

##### (1) 出資法人等の主な事業

事業名	事業内容	活動指標	R3	R4	R5
校区福祉委員会活動推進事業	福祉なんでも相談窓口の設置	相談件数(件)	211	276	868
コミュニティソーシャルワーカー配置事業	地域でのセーフティネットの体制づくり	相談件数(件) 対応件数(件)	811 5,762	806 4,446	580 5,065
とよなか地域ささえ愛ポイント事業	介護予防と人材育成の仕組みづくり	登録状況(名) ポイント申込(名)	1,095 479	1,128 575	1,231 616
権利擁護・後見サポートセンター事業	日常生活自立支援事業	相談件数(件) 契約件数(件)	268 184	339 171	380 162
地域包括支援センター事業	高齢者の総合相談窓口 介護予防プラン作成等	相談件数(件) 延べ件数(件)	6,832 7,229	6,196 6,972	6,555 7,635

##### (2) 財務指標

指標	視点	内容	R3	R4	R5
市受入金比率 市受入金/経常収益×100	自立性	市への財政的依存度を表わします。一般的に数値が低いほど、財政的に自立性が高いといえます。	58.9	61.2	61.5
人件費比率(%) 人件費/経常費用×100	効率性	数値が低いほど財務の弾力性が高いといえます。総支出における相談業務等のマンパワーが業務の中心となる団体については高くなる傾向にあります。	78.1	78.1	74.8
管理費比率(%) 管理費/経常費用×100	効率性	コスト体質を表すもので、一般的に数値が低いほど効率が良いとされます。	21.9	21.9	25.2
正味財産比率(%) 正味財産合計/(負債+正味財産合計)×100	安全性	負債及び正味財産合計に対する正味財産合計の割合。自己資本の比率が高いほど資本構成が良く、経営の安全性が高いといえます。	65.5	63.7	62.8
固定比率(%) 固定資産/正味財産合計×100	安全性	正味財産合計に対する固定資産の割合。固定資産を返済不要な正味財産合計でまかなわれているかを表わします。100%未満であれば安全性が高いといえます。長期的な経営の安全性を示しています。	82.0	85.6	95.5
流動比率(%) 流動資産/流動負債×100	安全性	1年以内に返済を要する負債に対する1年以内に資金化できる資産の割合。数値が高いほど支払い能力が高いといえます。100%を下回る場合は注意が必要です。	370.2	341.9	272.4

(3) その他

ア 給与体系

区分	<input type="checkbox"/> 独自体系 <input checked="" type="checkbox"/> 市の体系を準用 <input type="checkbox"/> その他 ( )
見直し予定	<input type="checkbox"/> 予定あり ( 年度予定) <input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> 済み (6年3月)

イ 情報公開

公開ツール	<input checked="" type="checkbox"/> ホームページ ( URL : <a href="https://toyonaka-shakyo.or.jp">https://toyonaka-shakyo.or.jp</a> ) <input checked="" type="checkbox"/> 広報紙 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所備え付け <input type="checkbox"/> その他 ( )
公開内容	<input checked="" type="checkbox"/> 定款 <input checked="" type="checkbox"/> 役員名簿 <input checked="" type="checkbox"/> 事業計画 <input checked="" type="checkbox"/> 事業報告 <input checked="" type="checkbox"/> 経営計画 <input checked="" type="checkbox"/> 財務諸表

ウ 指定管理者の状況

施設名	指定管理期間	備考

6 経営上の課題

<p>○多様化する福祉ニーズに応えるための組織・財政基盤の強化と介護保険事業の安定的に運営するために人材確保に努める必要があります。</p> <p>○漸減している自主財源（賛助会費、共同募金配分金、寄付金収入等）の確保については地域事情や時代に即した手法に見直す必要があります。</p> <p>○社会福祉法人の責務として、事業透明性の確保やガバナンスの強化、地域貢献の取り扱いを率先して推進する必要があります。</p>
---

7 経営改革の取り組み（令和5年度）

項目	取り組み内容	今後の課題・方向性
介護保険事業の経営安定化	居宅介護支援事業、訪問介護事業、訪問看護事業、介護予防支援事業を実施しています。各事業で数値目標を設定し月次の収支状況を把握・共有し、事業の適正な執行管理に努めています。	医療・介護職員数は年々減少傾向にあり、その確保が課題です。定着のための指導・研修体制の充実・処遇改善に努めるとともに、職員が安心して業務に専念できる給与体系を整える必要があります。
自主財源確保の取り組み	賛助会費募集にあたり、昨年に引き続き社協広報誌に振込用紙を添付しました。現金のネット寄付の受付や食材を含む物品寄付の受領も継続しています。市からの補助金委託料のほかに各種交付金、助成金の申請も積極的に行い、事業運営に必要な資金確保に努めました。	世の中に寄付受付が多くあることや考え方の多様性も相まって賛助会費、共同募金配分金は漸減傾向にあります。SNS を利用した幅広い年齢層への呼びかけや、理解、協力の得やすい寄付の仕組みを作り上げていくことが今後の課題です。
社会福祉法人の責務に対する項目の実施	組織運営のガバナンスを行うため、契約している公認会計士、社会保険労務士の助言のもと、頻回に改正される会計や労務内容への法令順守及び働き方改革に取り組んでいます。	法令で求められる事務手続きを適切に行うため適宜情報収集します。また当会が掲げる事業を推進するため、長期的視野に立った職員雇用が行えるようやりがい、魅力ある職場づくりに努めます。

## 8 出資法人等の自己評価

評価の視点	評価	今後の取り組み方針
<p>必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施事業は、社会状況、環境変化や市民ニーズに適合しているか</li> </ul>	<p>不登校で外出が困難な状態の学齢期の若者を対象に、本人の好きなことを通じてエンパワメントするリスタートスクール事業を行いました。</p> <p>ヤングケアラーや生活困窮世帯、増加している外国人親子への支援など、コロナにより子どもの貧困が顕在化し、学校と福祉の密接な連携が必要な状況となっています。食材支援や参加型イベントと通じた繋がりづくり、主任児童委員との協力のもと、小学校への訪問によりCSWとの早期連携を呼びかけました。</p>	<p>個別支援により、個性に寄り添った伴走型支援を行っていますが、支援を必要としている市民が増加してきている状況です。社会的弱者の区分が細分化し、かつ複合化してきている課題に対し、重層的、横断的な対応を行うため、限りあるマンパワーをどう配分していくのかが今後の課題となります。CSWをはじめ行政や関係機関、団体との有機的な連携が求められます。</p>
<p>効率性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人的・物的な経営資源は有効に活用しているか</li> <li>・組織体制、人事給与水準は適正か</li> </ul>	<p>コロナ禍を経て、当会においてもICT化を押し進めてきました。会議や研修会などではZoomを活用し、いわゆるハイブリット形式を取り入れることにより、時間的に余裕のない参加者が移動時間を考えることなく会議等に出席できる状況となり、結果的に参加に対する選択の幅が広がったことが効率性に繋がったと評価しています。働き方改革では職員の欠員を補充するため、かつ長く働きやすい職場環境に整えるよう給与制度、休暇制度を見直しました。</p>	<p>福祉人材の慢性的な不足に対して、デジタル化や業務フローの見直しなどを行い効率的な運営を行っていますが、特に介護サービス事業の人材不足が顕著となっています。継続的な事業実施には人的要素が不可欠であることから、組織体制、あるいは人事給与水準の見直しが適宜必要となります。公務員の給与体系に準拠している当会においては、柔軟な給与変更が難しいなかでの人材確保となり、職員採用が思うようにできていません。働き方改革の考え方に沿った事業経営が求められる状況となっています。</p>
<p>有効性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意図する成果に有効に結びついているか</li> </ul>	<p>コロナ禍の生活困窮世帯への支援を継続的に行う中で、外国人支援と福祉の連携にも注力しました。イベントなどを通じた交流で、外国人が地域で生活しやすいように日本や地域の生活文化を知ってもらったり、生活の困りごとや孤立しないための相談などにも応じることができ、多文化共生ボランティアを立ち上げ、地域共生社会の理念に沿った支援や関わりを行うことができました。</p>	<p>増加している外国人支援には文化や生活習慣の違いに対する相互理解が必要です。また言葉の問題だけでなく、制度の仕組みや生活相談に対応できる人材が求められています。新たなボランティアの活動体制を整えること、あるいは災害に対する意識を高めることなど、避難所や防災訓練といった防災に関する情報や仕組みを知ってもらう機会を持つことが求められます。</p>
<p>総合評価</p>	<p>令和5年度は、コロナ後の地域福祉活動をより活性化するにあたり、次代の担い手にいかに繋ぐかをテーマに第5期地域福祉活動計画アクションプランを策定しています。また全国の社会福祉協議会のフロントランナーとして厚生労働白書にも掲載されました。地域共生社会の実現に向け、「すべての人に居場所と役割」を再認識しつつ具体的に事業を推進するための年度となりました。</p>	<p>社協関連団体や組織において、役職員等の高齢化や民生委員・児童委員、ボランティアなど地域活動の担い手の減少は今後の在り方に大きな影響を及ぼす問題となっています。組織そのものが弱体化しないよう体制を整えることが喫緊の課題です。生活課題を抱える市民への支援や関わりには事務局の職員のみならず、校区関係者、ボランティア、関係団体の協力が必須な状況であることから、豊中市が策定する地域福祉計画とリンクし、適切な役割分担のもと協働して事業が実施できるよう努めてまいります。</p>

9 市による評価

評価の視点	評価内容	課題・方向性
<p>団体の存在意義 (必要性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出資目的は薄れていないか</li> <li>・市の施策の方向性に適合しているか</li> </ul>	<p>社会福祉協議会は社会福祉法第 109 条に基づく地域福祉の推進を図ることを目的とする団体です。同法第 58 条第 1 項には、地方公共団体は、条例で定める手続に従い、補助金を支出できる規定があります。本市の地域共生社会及び地域福祉への取り組みは、市が策定する「豊中市地域福祉計画」と豊中市社会福祉協議会(以下、「市社協」という。)が策定する「地域福祉活動計画」との緊密な連携のもと推進しています。</p>	<p>地域福祉計画に掲げる地域共生社会の実現に向け、地域力の底上げを図るためには、市社協の役割が重要です。複合的な課題を持つ世帯への支援や外国人と福祉の課題など、地域共生社会をめざして地域の課題に積極的に取り組むことが求められます。</p> <p>市社協の培ってきた経験や知識、地域とのつながりを活用した取り組みが期待されており、今後も行政や関係機関と連携・協働した取り組みが必要です。</p>
<p>団体の活動領域 (効率性・有効性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出資法人等を活用するメリットはあるか</li> <li>・出資法人等にしかできないことか</li> </ul>	<p>全小学校区で校区福祉委員会を組織して、小地域福祉ネットワーク事業を実施し、コミュニティソーシャルワーカーにより制度の狭間・複合的な課題への対応や福祉なんでも相談窓口のバックアップを行うなど、地域包括ケアシステム・豊中モデルの構築に関して重要な一翼を担っています。また、不登校支援、ヤングケアラーや外国人など新たに顕在化してきた課題に対しても独自の事業を展開し、支援に取り組んでいます。</p> <p>ICT を活用した地域活動の取り組みを支援したりするなど、積極的に地域福祉の推進に取り組んでいます。</p>	<p>今後も引き続き ICT を駆使し、地域のつながりづくりや地域の担い手発掘・育成を期待します。</p> <p>他の主体が実施できる事業については、自ら実施する役割から中間支援組織としてネットワーク構築の役割へシフトすることにより、市社協でしかできない全市的な仕組みづくりやコーディネート機能が、より活かされるものと考えます。</p>
<p>団体と市との関係性 (効率性・有効性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の成果が市の施策の推進にどれだけ貢献しているか</li> <li>・市の関与は適切か</li> </ul>	<p>地域共生社会の実現に向け、孤立防止の取り組みや支援機関のネットワーク構築による多機関協働での支援が求められますが、市社協は、市民主体の取り組みを促進するにあたって重要なコーディネート機能を担っており、十分な貢献がなされています。市として、補助金が適正に活用されているか、委託事業は適正に運用されているか、事業活動面・財務面で精査しながら法人活動を支援しています。</p>	<p>多機関協働推進事業において、複合的な課題をもつ世帯の気づきや支援を行っていく上で、市と市社協の連携は必要不可欠です。また学校と福祉、外国人と福祉など多機関・多分野が連携し重層的、包括的な支援が実施できるような体制づくりのため、市・市社協間で十分なコミュニケーションを図り、適切な役割分担のもとで協働に取り組めます。</p>
<p>総合評価</p>	<p>市が策定した「第 5 期豊中市地域福祉計画」と市社協策定の「第 5 期地域福祉活動計画(Link プランとよなか5)」は、基本理念を共有しており、地域福祉の推進における両輪の関係として、市と緊密に連携・協働していくことが求められます。今後も基本理念「みんなで創る 希望を実現するための 多様な選択ができるまち」をめざして、引き続き協働で進めます。</p>	<p>ボランティアや地域活動の担い手の減少による地域や組織の弱体化への対応が必要となってきます。地域のつながりの再構築などこれまで以上に重要な役割を担う機関となることが期待されます。</p> <p>ま地域共生社会の実現をめざし、社会の変化や地域の実情に合わせた先進的な取り組みが行われることを期待します。</p>